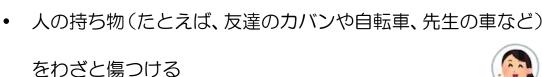


教えて!知ってトクする法律の話 第17号

こんな いたずら していませんか?

- 線路への置き石
- ピンポンダッシュ



勝手に友達の写真・動画を SNS に投稿する¹





ちょっと待って!

そのいたずら、<mark>犯罪</mark>になるかもしれません。

たとえば…



線路は入念に 点検されています。

●線路への置き石をした場合

電車の発来(行ったり来たりすること)に危険を生じさせたとして「**往来危険罪**」という罪になることがあります。また、置き石のために電車が緊急停止することになった場合は、正常な運行を妨害したことになり、「<mark>威力業務妨害罪</mark>」という罪になることもあります。置いた石の大きさによっては、電車が脱線し、大きな事故となり乗客が死亡してしまう可能性もあります。そして、その場合には、石を置いた人は、「汽車転覆致死罪」という罪で、<u>死刑または無期懲役といった重い刑罰</u>に処される可能性もあります。

1 SNS への投稿について、迷惑行為を投稿することの注意点は<u>創刊号</u>を、人の悪口を投稿することの注意点は第8号で取り上げていますので、ぜひ見てみてくださいね。

森•濱田松本法律事務所

●ピンポンダッシュをした場合

「住居侵入罪」という罪が成立する可能性があります。

「住居侵入罪」は、その家に住んでいる人が望まないかたちで、**敷地内**に立ち入ったら、家の中に入らなくても犯罪が成立します。

また、各都道府県の迷惑防止条例違反となる可能性もあります。



がいわくぼうしじょうれい ※迷惑防止条 例とは

迷惑防止条例とは、周りの人に迷惑をかける行為(たとえば、痴漢、住居への押しかけ等)を 防ぐために、各都道府県が定めた決まりをいいます。

罰則が定められていることもあります。

さらに、ピンポンダッシュをされた人がストレスで病気になってしまうかもしれません。その場合、ピンポンダッシュをした人には、「傷害罪」が成立する可能性があります。

また、線路への置き石をした場合、ピンポンダッシュをした場合のいずれも民事上の<mark>損害</mark> **賠償請求**をされる可能性もあります。

このように、人に迷惑をかける行為や人の身体・物を傷つけるような行為は、 法律で禁止されている場合があります。また、法律で禁止されていなくても、 軽い気持ちでしたことが、思わぬ事故やトラブルにつながることがあります。

> 面白半分にいたずらをするのは絶対にやめましょう! 自分の行動が与える影響をよく考えて、 よりよい生活を送りましょう!

> > 担当:川崎 佑太、平田 亜佳音、田代 潤奈、山岡 祐貴

森•濱田松本法律事務所